

## < 受動喫煙防止対策助成金 > ※中小企業のみ

職場の受動喫煙を防止するために、喫煙専用室等の設置等を行う場合に助成

※ <> は生産性要件を満たした場合

※ ( ) は中小企業事業主以外

※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
<b>受動喫煙防止対策助成金</b>	
喫煙専用室の設置、改修 加熱式たばこ専用室の設置、改修 (既存特定飲食提供施設で 料理店、飲食店を営む場合)	設置にかかる工費、設備費、備品費、機械設置費 等の経費の2/3 (上限 100 万円)
屋外喫煙所の設置	経費の1/2 (上限 100 万円) 既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店を営む場合は 経費の2/3 (上限 100 万円)

### パンフレット・申請様式・提出先

パンフレット	申請様式	問い合わせ・提出先
【 <a href="#">PDF 形式 512KB</a> 】	<a href="#">リンク先へ</a> (下方にあります)	山形労働局 労働基準部 健康安全課 〒990-8567 山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 3 階 TEL 023-624-8223